

姫路獨協大学大学院教職課程履修等に関する規程

(平成3年7月18日制定)

改正	平成	5年	3月18日	平成	21年	1月15日
	平成	5年	12月16日	平成	22年	3月11日
	平成	7年	12月14日	平成	23年	3月17日
	平成	8年	12月19日	平成	25年	4月25日
	平成	9年	12月18日	平成	28年	2月25日
	平成	11年	10月21日	平成	29年	3月23日
	平成	12年	3月23日	平成	31年	1月24日
	平成	13年	3月22日	令和	元年	10月24日
	平成	14年	1月17日	令和	4年	3月31日
	平成	14年	3月14日			
	平成	15年	2月20日			
	平成	16年	3月18日			

(目的)

第1条 教員専修免許状の種類並びにその所要資格を得させるために履修を必要とする専門教育科目及び履修方法等は、この規程の定めるところによる。

(履修方法)

第2条 本大学院において教員専修免許状取得のために履修を必要とする専門教育科目の履修単位数は別表第1に定めるところによる。

第3条 教員専修免許状取得のための専門教育科目の授業科目、単位数等については、別表第2に定めるところによる。

第4条 教員専修免許状を取得しようとする者は、所定の期日までに、大学院教職課程履修登録届を教務課に提出すると共に、所定の登録費を納付しなければならない。

(指導及び助言)

第5条 大学院教職課程履修に関する指導及び助言については、全学教職課程委員会において行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、大学院教職課程の履修に必要な事項については別に定める。

附 則 (平成3年 規程第23号)

この規程は、平成3年7月18日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年 規程第12号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年 規程第 3 4 号）

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年度以前の入学者については、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、別表第 2 中、民事訴訟法特殊講義Ⅱの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 規程第 1 3 号）

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年度以前の入学者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、同表中、英語学特論Ⅱ、法哲学演習、法社会学演習、英米法演習、国際政治学演習、政治思想史演習及び日本の政治演習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 規程第 3 4 号）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年度以前の入学者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、同表中、民法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ及び民法演習Ⅳの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 規程第 2 2 号）

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 規程第 2 8 号）

この規程は、平成 1 1 年 1 0 月 2 1 日から施行し、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年 規程第 2 3 号）

- 1 この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 1 年度以前の入学者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、同表中、計量経済学演習、経済学史演習、証券市場システム演習、経済法演習、経済統計演習及び経済モデル分析演習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 1 3 年 規程第 1 9 号）

- 1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 2 年度以前に入学した者については、改正後の別表の規程にかかわらず、同表中、情報経済学研究、情報経済学演習、経営情報システム研究、経営情報システム演習、会計情報システム研究Ⅰ及び会計情報システム研究Ⅱの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 1 4 年 規程第 1 号）

この規程は、平成 1 4 年 1 月 1 7 日から施行し、平成 1 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 4 年 規程第 1 0 号）

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 1 3 年度以前の入学者

については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 規程第 3 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 規程第 5 号）

この規程は、平成 16 年 3 月 18 日から施行し、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 規程第 2 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 規程第 12 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 規程第 14 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年度の入学者については、改正後の別表第 2 中「労働法演習」の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 規程第 4 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 規程第 5 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 31 年 1 月 24 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年度以前の入学者については、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 規程第 4 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学者に

については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 規程第 2 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 1 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 規程第 3 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。